

国立大学法人筑波大学ハラスメント相談センターカウンセラー募集要項

【雇用予定職名】 カウンセラー

【募集人員】 1名

【雇 用 期 間】 令和7年7月1日以降可能な限り早い時期～令和8年3月31日

※更新の可能性あり（勤務成績や勤務態度、任用期間満了時の業務量、従事している業務の進捗状況、予算の状況等を考慮のうえ判断します。）なお、本学において定める雇用の上限年齢を超えることはできません。

【試 用 期 間】 あり（6か月）

【業 務 内 容】 1）各種ハラスメントに関する教職員・学生の相談業務に関すること

2）会議等への出席、研修会の実施

3）その他ハラスメント相談に必要な業務に関すること

※雇用期間中において、業務内容の変更は原則ありません。

【勤 務 場 所】 コンプライアンス・ハラスメント対策室（ハラスメント相談センター）

茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学本部棟

※雇用期間中において、勤務場所の変更は原則ありません。

【受動喫煙防止措置の状況】 敷地内禁煙

【勤 務 日】 希望する勤務時間数に応じて、以下に示すように待遇が異なります。

履歴書の特記欄に、①フルタイム勤務、②パートタイム勤務を希望するかをご記入ください。（②の場合は希望する勤務の曜日と時間帯も併せてご記入ください。）

①フルタイム勤務

週5日（月～金曜日）8：30～17：15（1日7時間45分、休憩60分）

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は、休日）

②パートタイム勤務（週あたり38時間45分未満）

週2～5日（勤務の曜日及び時間帯は応相談）

【時間外労働】 あり

【休 暇】 年次有給休暇あり（休暇等の制度は、大学が定める就業規則等によります。）

【給 与 等】 ①フルタイム勤務：本学の規定に基づく年俸制（年俸額360万円）、年俸の1/12（30万円）を月額として支給します。

通勤手当は本学の規定により支給し、賞与、退職手当の支給はありません。

文部科学省共済組合（健康保険、厚生年金）、雇用保険及び労災保険に加入します。

②パートタイム勤務：時給制（時給額は職歴等を考慮して決定します。）

通勤手当は本学の規定により支給し、賞与、退職手当の支給はありません。

条件を満たす場合は、文部科学省共済組合（健康保険）、雇用保険及び労災保険

に加入します。

【応募資格】 次の１）～４）のすべてを満たすこと。

- １）修士相当以上の学位を有すること
 - ２）臨床心理士、公認心理師等の資格を有すること
 - ３）ハラスメントに関してカンセリングの経験があること
 - ４）学内の関係部署、教職員、外部の機関等と連携し、信頼関係を築けること
- ※ただし、次の者は応募できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ②懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から２年を経過していない者
- ③日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

【選考方法】 書類選考の上、本学において面接を行います。

なお、面接時の交通費は支給できませんので、予めご了承ください。

【応募書類】 応募される方は、以下の応募・問合先に、次の書類をメール又は郵送にてご提出ください。郵送の場合は、封筒に「ハラスメント相談センターカウンセラー応募書類在中」と朱書きしてください。

- ①履歴書（以下の URL にある「筑波大学履歴書フォーマットはこちらです。」から本学指定様式（Excel）をダウンロードしてください。）
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/jobs-information/>
過去にセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、特記欄に処分の内容及びその具体的な事由を必ず記入すること。
- ②志望の動機（A 4 版 1 枚）

※応募書類は返却しませんのでご了承ください。当方で責任を持って破棄します。

※履歴書等に含まれる個人情報、選考及び採用以外の目的には使用しません。

※虚偽の記載があった場合は、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。

【応募締切日】 適任者が決まり次第募集を終了します。

【応募・問合先】 〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1

筑波大学コンプライアンス・ハラスメント対策室

電話：029-853-2036 FAX:029-853-2019

E-mail:c-h-taisakusitu@un.tsukuba.ac.jp